

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年七月十九日から同年十一月十九日ま
でに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年七月十九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン西大和店、オークワ西大和店

所在地 北葛城郡河合町中山台二丁目七番一及び七番二

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 七四台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一四二平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 一五七平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 四五立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 四六・五立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後九時三十分まで

(変更後) 開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 午前六時から午後十一時三十分まで

三 変更年月日

二の1 令和七年二月二十八日

二の2 令和六年六月二十八日

四 届出年月日

令和六年六月二十七日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、奈良県の休日定める条

例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで